



特定非営利活動法人 松伏公園都市づくり協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人松伏公園都市づくり協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県北葛飾郡松伏町田中一丁目7番地6に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、松伏町の風土・文化・景観等を大切に守りながら、新たな利活用を生みだし、また新しいシンボル像を求め、核として活力ある地域の構築を図る為に、地域資源である地域の情報、人材、歴史、自然、産業、文化、景観、施設の有効利用等を促すための支援事業を行う。
大切な自然を守り、その景観を楽しめるような地域社会をめざして、安全、安心且つ安定した快適な公園都市づくりに寄与する。

地域住民と共にホテル等の保護、育成を官民一体で取り組み、自然環境整備を行ない、更には自然環境を守る事を通して、地球的な規模の自然環境貢献で国際協力にも関わり、広く公益に貢献する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 科学技術の振興を図る活動
- (10) 経済活動の活性化を図る活動
- (11) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ホテルの生態における自然環境の保護、調査研究事業
- ② 松伏町の、歴史と文化の調査研究事業
- ③ ふるさと松伏の素晴らしい地域の情報、自然環境と景観の情報発信事業
- ④ 地域資源である地域の情報、人材、歴史、自然、産業、文化、景観、施設の活性化を図る為の調査研究及び立案、計画設計、運用、情報提供等の活動及び啓蒙普及事業

(2) その他の事業

- ① 地域の計画する物品販売

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助の意志を持つ個人及び団体と法人

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意より会員を除名とすることができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 4人以上18人以下
 - (2) 監 事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
 - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した

順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは、定款に

違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

3 役員は、再任されることが出来る。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第18条 役員には報酬を与えることが出来る。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことが出来る。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 総 会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を

招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに

通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した個人正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することが出来ない。

(総会における書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決

し、又は他の個人正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を追記すること。)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において出席した個人正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第 37 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表

決することができる。この場合において前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者にあつてはその旨を付記すること。)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従って、行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る会計
- (2) その他の事業に係る会計

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、

前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告等及び決算)

第45条 この法人の事業報告等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の決議
 2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 3. 正会員の欠亡
 4. 合併
 5. 破産手続き開始の決定
 6. 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合 併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑 則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 若盛 正城
副理事長 高岡 武

副理事長	横川 勲
理事	高村 昭二
理事	會田 虎夫
理事	石川 徳光
理事	松本 道宏
理事	里見 義弘
理事	野村 和成
理事	小島 朗
理事	横川 茂
理事	齋藤 全弘
監事	清水勝太郎
監事	程田 一夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成20年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員

	個人
入会金	10,000 円
年会費	12,000 円

(2)賛助会員

	法人	団体	個人	個人(学生)
入会金	10,000 円	5,000 円	2,000 円	0 円
年会費	6,000 円	3,600 円	2,400 円	0 円

- 7 この定款は令和元年6月15日から施行する